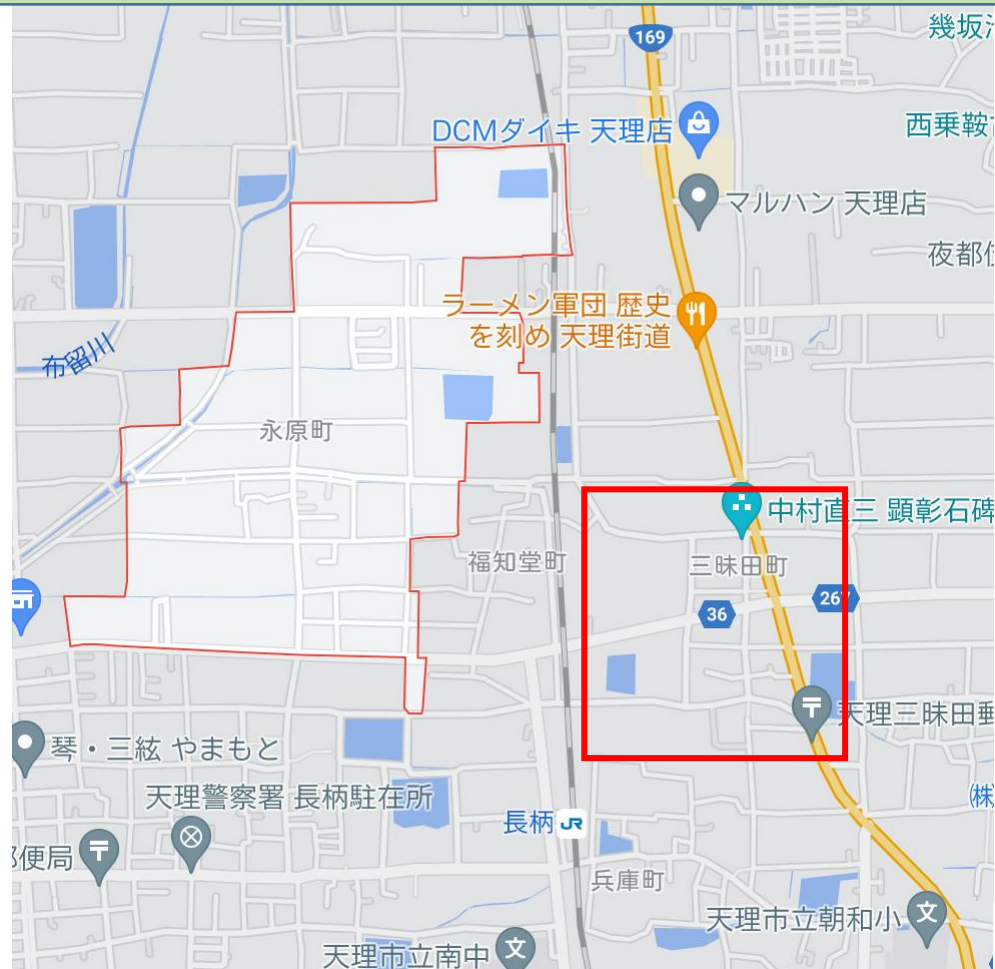


# 老農中村直三と中山みき —農業経済史から見る中山みきの位置—

天理教祖中山みき(1798-1887)とほぼ同時代を生きた人に老農中村直三(1819-1882)がいます。直三が生まれたのは三味田のすぐ西の永原村で、その顕彰石碑が天理教祖誕生殿からほど近い三味田町内にあります。今回はこの二人の人物が歴史の中でどのような運命を担うことになったのかを考えてみます。



Googleマップより

## 顕彰される中村直三

明治、大正期に奈良県の米の平均反収が全国一であったのを、直三などの老農の働きが大きかったと記されていますが、実際は近世に大和で広く行われていた綿作に干鰯などの金肥が導入され、それが近代に入って稲作にも活用されたからとも考えられます。明治32年、大正5年の顕彰も純技術的な問題ではなく、農事改良に励む姿勢が農民のあるべき姿として示されるといった意味合いが強かったのではないかと思います。

直三は、晩年には全国区の老農として活躍するようになったが、彼が生国である大和（奈良）の「国益」の増進にはたした役割はまことに大きく、多くの老農たちとともに、「奈良段階」（奈良県の米の平均反収は、明治21年〔1888〕に香川県を抜いて全国第一位となり、以後昭和初期に佐賀県に抜かれるまでその地位を保持しつづけた）形成の土台をしっかりと築き上げた。

こうした大きな足跡を残した彼は、特別金牌賞を受賞した明治15年（1882）にコレラにかかり、多くの人々に惜しまれながら、この世を去った。大阪府（前年から大和の地は同府の管下に入るようになっていた）の知事であった建野郷三は、直三について、「本人ノ主義トスル所」は「公利公益ヲ興ス」にあり、「実ニ前後得易カラザル篤志者」であると評しており、十市郡萩田（おいだ）村（現桜井市生田）の高瀬道常は、「微賤ヨリ如此称揚セラレタル人、我国広シト雖モ比較スル大有ルヘカラズ、時ニ逢タル人トハ年中珍敷人物也」と、「大日記」に記している。その後、明治32年（1899）になって、奈良公園内に「中村直三農功之碑」が建てられ、大正5年（1916）には、山辺郡農会・教育会の発起により、現天理市三昧田町の国道169号に近接する地に、その偉大な功績をたたえる碑が建てられるに至っている。（「老農中村直三とその活動を支えた人々」谷山正道、『山辺の歴史と文化』P192. 天理大学文学部編. 奈良新聞社）

直三は全国各地の篤農家と種もみを交換し、試しづくりをした。



『勸農微志』の本文。叙述は具体的でわかりやすい。

『日本農書全集』第61巻. 巻頭グラビア P6~8. 1994. 農山漁村文化協会



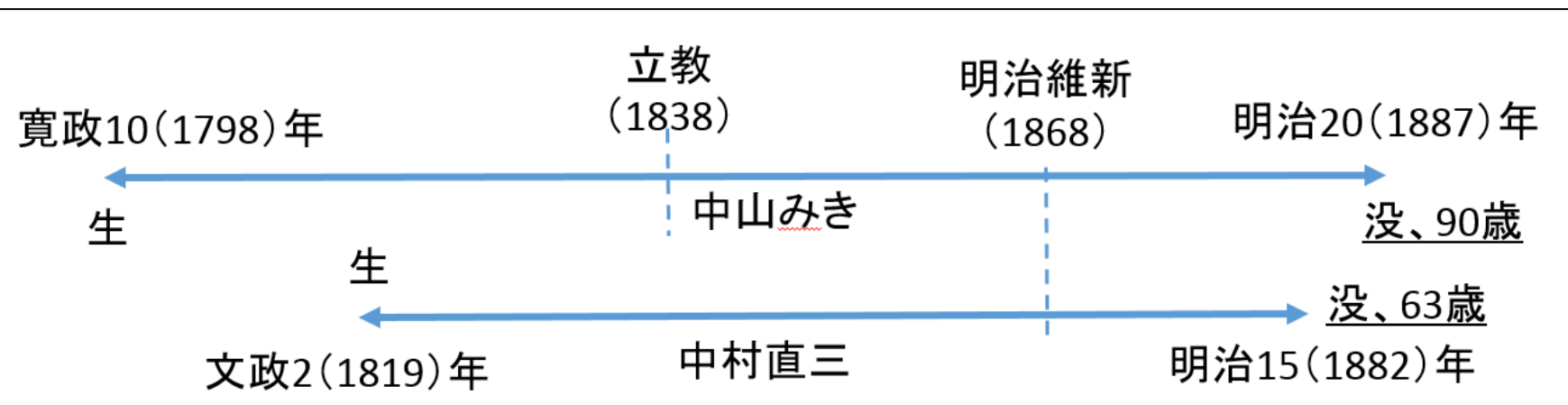
顕彰碑

### 三昧田町にある顕彰碑の現在の姿

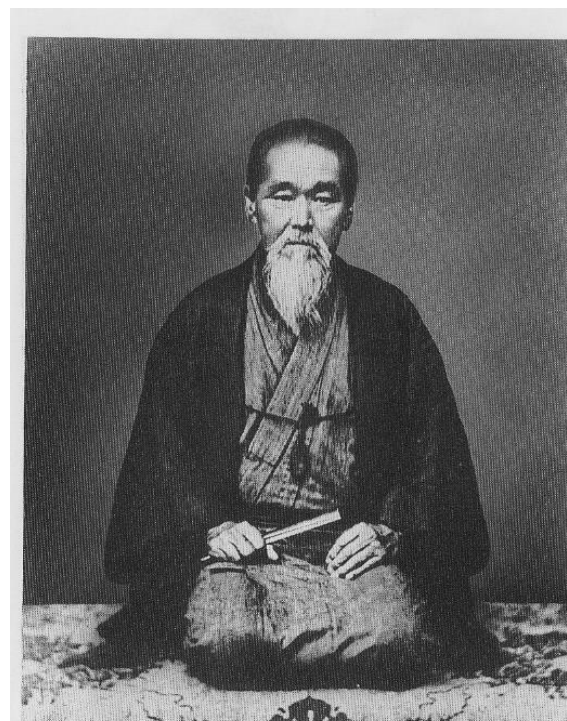
「顕彰碑」以外にはここがどのような場所なのかを示す看板等はありません。敷地内の樹木がうっそうと茂って手入れが余り行われていない印象です。

## 全国に名を轟かせた老農－中村直三

老農中村直三は、文政2年（1819）に、善五郎・サカ夫妻の長男として、大和国山辺郡永原村（現天理市永原町）に生まれ、激動の時代であった近世から近代への転換期を生き抜いて、明治15年（1882）にこの世を去った。老農とは、在来農法を研究し、自ら工夫・実践して高い農業技術を身に付け、地域において農事改良活動をリードした農民をさすが、大和の老農といえば真っ先に彼の名前が挙げられるほど、直三はよく知られた存在であった。彼は、式下（しきげ）郡檜垣（ひがい）村（現天理市檜垣町）の鴻田忠三郎・式田喜平とともに、「大和三老農」と称されているが、さらに、香川の奈良専二、群馬の船津伝次平とともに、「明治三老農」の一人に数えられるほどに、全国にその名を轟かせた老農であったのである。（「老農中村直三とその活動を支えた人々」谷山正道、『山辺の歴史と文化』P176. 天理大学文学部編. 奈良新聞社）



中村直三の伝記の中には、直三とみきが長柄(永原村の南側隣村)に住む紀州の浪人から共に学んだと書いているものもあるようですが、二人の年の差は21あり、同時期に学ぶことは考えられません。単に同じ人から学んだと解釈すれば、ありえないこともないですが、みきの方には誰に学んだのかといった記録は残っていません。



晩年の中村直三

『日本農書全集』第61巻.  
巻頭グラビアP6

直三は七～八歳の頃、長柄に居た紀州の浪人某に学び、この頃から道話（心学）に対する端緒が開かれたと考えられる（面白いことに、その後天理教祖となった中山ミキも共に学んだという）。（「中村直三の農事改良事蹟」安田健、『日本農業発達史』第二巻. P709. 中央公論社. 1954）

『江戸時代人づくり風土記29ふるさとの人と知恵奈良』という本に直三の略伝が出ています。この本には「天理教の創始者中山みき」という題で教祖の略伝も出ています。こちらは天理大学の幡鎌一弘氏が『稿本天理教教祖伝』と『逸話編』に基づいて書いたもので、特に問題のない内容になっています。それと同様に直三伝も特に問題のない書き方になっているのではないかと思います。何を言いたいかという、教祖伝も深く掘り下げるといろいろな問題が出て来るように、直三伝、あるいは「老農」という意味を掘り下げるといろいろな問題が出て来るのではないかということです。

【『江戸時代人づくり風土記29ふるさとの人と知恵奈良』「第5章地域おこしに尽くした先駆者」P308. 1998. 農山漁村文化協会】

### ① 農業技術の改良に力を尽くした中村直三

中村直三は、恵まれない環境から出発し、稲の品種や農法改良などを通じて大和農村の発展に生涯を捧げました。のち、船津伝次平・奈良専二とともに明治三老農の一人に数えられるようになりますが、直三は父善五郎の遺志を受け継いで大和の農事改良をめざします。

中村直三が直面したもの

中村直三は文政二年（1819）三月、大和国山辺郡永原村（天理市）に、父善五郎、母サカの長男として生まれました。伝えられるところによれば、中村家は直三の曾祖父の代に没落し、永原村の村抱え（村に雇われること）として**村の治安維持にたずさわる立場**にあったとされます。直三の祖父善助や父善五郎はそうした仕事のかたわら、農事改良も手がけていましたが、直三は祖父や父から農事改良が治安維持につながることを学んだようです。

直三は早くから家職を弟淳蔵に譲り、みずからは父善五郎の郷里平群郡竜田村（生駒郡斑鳩町）に移り住んでいましたが、安政二年（1855）十一月、善五郎の死をきっかけに永原村に帰ります。そして、父善五郎の二つの遺志（村の治安維持と農事改良）に従い、帰村直後にみずから試作した稲の新品種を“善五郎穂”と名づけて増産のため村中に配布していますし、大和国の村々の治安維持にあたる役職の者を集め、棒術・柔術・撃剣（剣術）の稽古と捕亡道具（捕物道具）の使用法などを研修させています。

このころ永原村では、御三卿の清水氏から高取藩預りに支配が変わり、政策の違いによって“畝不足無地高”（じっさいの耕地面積と年貢対象面積とに食い違いが生じること）が表面化し、過重な年貢負担に苦しんでいました。**村人は強訴を計画するなど一揆寸前の状況**になりましたが、これを憂えた直三は、同志をまとめて未然に防ぐため力を尽くしました。稲の品種の選定法や施肥・耕耘法などの改良によって**増産を実現し**、非常手段によることなしに、実質的に年貢の**過重負担を克服する道を村人に選ばせようとした**のです。

## 村の治安維持にたずさわる立場 —非人番としての直三—

「非人番」は村人等からは「賤視」され、直三自身もそれを意識していたことをうかがわせます。非人番をしていた人たちは維新後は巡査になる人が多かったようです。

彼は長じて父善五郎の夜警番人（※非人番）の職をひきついでいる。1846年（直三28歳）奈良奉行が番人を穢多非人と同列におくと命令した際、この処置の撤廃を請願し却って叱責された。そのため一時弟に職及び家事を託して、自らは父の郷里である龍田村へ移り、そこで鋳物商を開き農具等を販売している。この間可成り産を成したらしく、なおその後永原に帰ってからも、稲扱等の取次販売をしたようである。／ 永原に帰ってからは、また番人の職（小頭部長）に復ったが、1862年には奈良奉行の命により、弟淳蔵と共に大和国内の番人を集め、野試合の指揮に当り、奉行に対し忠誠を尽している。また1868年（明治1）伏見役の後、兇賊捕縛に功を立て（国内を23区に分け各区の番人を指揮した）官軍出張隊長から賞詞を受けた。

尤もこの頃には、番人の職は、弟にまかせ、自らはむしろ農事改良と、以前から没頭していた道話（心学）に傾倒していたようである。（「中村直三の農事改良事蹟」安田健、『日本農業発達史』第二巻.P708.中央公論社.1954）

直三の「賤夫」意識に触れておきたい。直三は、父善五郎の死後も、1867年まで「賤夫善五郎男直三」と書き続ける。この「賤夫」意識が、1873年に「穴師ノ神社祠官」になった時の「毎朝此飛泉ニ灌浴シ、躰ヲ潔メテ社頭ニ出ス」などの異常なまでの〈穢れ〉意識となることも事実である。しかし、一方では前夜に自分を襲撃した犯人を街道の橋の欄干に縛りつけ、翌朝覗き込んで、犯人が謝罪しても「私のやうな番人風情で阿方様などの立派な方へ近寄る事が出来ませうぞ」と居直ったり、終生誰の前でも「粗服」で通し、生涯「毫も余財を蓄ふる事もせず多くは之ヲ乞食に恵みたり」といった、徹底した〈平等〉・〈無私性〉・〈献身性〉の根拠ともなりえている。しかし、これが「非人番」ゆえの不当な差別に対する、鬱勃（うつぼつ）たる反抗心を内に秘めた〈反語的順応主義〉ではないかと、次のエピソードからも考えられる。

翁の家内は、翁を主人として妻子五人あり、一時六畳四間の家に住みし事ありしが口悪なき村人中には之を嫉みて、曾祖の代の苦しかりし時を忘れ斯る大なる家に住み居るは身の程知らずと云ふものなりなどと評判するものありたり、翁之を灰かに耳にするや、ソは良い事を云って呉るゝ人々かな、誠に祖先以上の家に住み居るなどは全く身の程知らぬ行ひなり、有難い御注告かなとて直ちに折角営みし家を毀ち僅かに六畳の一ト間だけを残して其後死ぬ迄此陋屋（ろうおく）に一家六人睦ましく暮らせるなりとぞ直三の〈無私性〉〈献身性〉の根底に、差別への憎悪をこめた「賤夫」意識が潜んでいるという見方は、あまりにも穿った見方であらうか。（『近代日本の差別と村落』今西一.P80.雄山閣.1993）

## 「一揆寸前の状況」での対応

1856～59年の農民騒擾が終った翌60年直三は、その時の鎮撫の功を認められ、高取藩より「心学熱心の廉により」賞詞と銭三貫を受けた。この騒擾の際における直三の位置もほぼ推定できよう。（「中村直三の農事改良事蹟」P709）

### ② 農事改良をめざす直三の思想

こうした事態は永原村だけに起こったものだったとしても、大和国の農村全体の農業生産力の低さは人々に貧しさをもたらし、ときに訪れる災害や飢饉によってつねに生活の不安に脅かされるもとをつくり、それがひいては社会の混乱を招いていると考えた直三は、農業技術の改良や稲の品種改良などによって農民の生活を改善しようと考えました。

**農民の間の貧富の差は、農作物の収穫量の多寡にある**と考えました。富農は交際範囲が広いため情報量が豊かになり、したがって多くの収穫を期待できる良い品種を入手しやすいが、貧農にはそれが期待できず、したがって農事改良への熱意も薄くなるとし、そうした貧農に救助の手を差し伸べるのが農事改良だと考えたようです。

直三の農事改良の視点は五点あったと思われれます。一つは用水問題です。大和農民はつねに水足に悩まされていましたが、溜池を新設するには経費がかかり、手続きも煩雑になるとして、野井戸の開削をすすめています。野井戸なら自分の田の片隅に自由に簡単に掘れるためです。また、奈良盆地への宇陀川の分水計画も立てています。二点目は麦作の奨励です。麦は干魃に強いためという理由からですが、“京女郎”“河内麦”という品種の栽培をすすめています。続いて**肥料の施し方**と稲の品種改良ですが、最後に耕耘方法の改善をあげています。

### 石門心学への傾注

江戸時代の中期に広がり、永原村にほど近い山辺郡九条村（天理市一※永原村のすぐ西側）でも堀内佐右衛門によって講舎（思明舎）がつくられていたほどさかんだった石門心学ですが、このころになるとすっかり衰退し、心学講舎もまったく姿を消していました。／直三はこの心学を通じて大和農民が農業に励むように計画し、農事改良の一助にしようと考えました。安政五年（一八五八）ごろから、大坂の山田俊卿や岡本孝道、近江（滋賀県）からは田井中伊右衛門ら石門心学の学者を招き、大和における学統の復興を図りました。／このころの石門心学は、日常の生活の改善を通じて国家に尽くすことを教えるものになっていましたが、直三は家業（農業）にいそしむ心構えなどを説いてもらおうとしたのでしょう。**いったん途絶えていた九条村の思明舎を再興させた**のもこの時期のことであり、おそらく直三の力によるものでした。

ちょうどそのころ、宇陀郡萩原村（榛原町）の山根兵蔵が、伊勢国多気郡（三重県）の岡山友清が育てた“伊勢錦”という優良品種を大和に待ち帰り、直三に贈りました。直三はそれをみずからの田で試作します。“伊勢錦”の試作はみごとに成功し、大和の土壌にも合った優良品種であることが証明されたので、心学講舎員の協力を得て国内への頒布を行いました。

前ページの表は判明しているかぎりでの直三に協力した石門心学講舎員の一覧です。多くは庄屋・年寄などの村役人を勤めていますし、山辺郡田村（天理市）の中山平兵衛や葛上郡佐田村（御所市）の沖田大吉などは大和国でも屈指の大地主でした。直三は地域の有力な指導者と心学を通じてつながりながら、農事改良の成果を大和農村に普及させていったのです。

直三の大和農民観  
農民の間の貧富の  
差は、農作物の収穫  
量の多寡にある

明治14(1881)年、第二回内国勸業博覧会に742種の稲穂を出品した際、それに添付された文書があり、そこに直三の問題意識が示されています。大和は肥料も農具も整っているのに、貧富の差が大きい。それは収穫の多寡に因る。時に減税があってもそれは地主には恩恵であっても、小作の身には及ばない。小作人は収穫の多い種があってもその情報を得る事が出来ない—「難イ哉貧農ノ稻種ヲ撰ヒ良法ヲ学ハンコト」。それをいかほどか解消するために、多くの種を出品するという意でしょうか。

1881年（明治14）第二回内国勸業博覧会に742種の稲穂を出品した際、それに添書して、彼の郷里大和地方の貧農の窮状と農事改良の困難とを訴えてつぎのごとくのべた。

抑々大和ノ国タル其位置本土ノ中央ニアリ、風土曾テ他ニ下ラス、是ヲ以テ地価亦每反一百円ニ垂々トス。而シテ肥料乏シカラス、農具亦欠クルナク耕耘方亦密ナリ、然ルニ等シク一郷里ニシテ貧窮以テ田ヲ売ルアリ、富豪以テ圃ヲ買フアリ、軒ヲ連ネテ貧富ヲ異ニス、嗚乎是レ何ノ故ソヤ、他ナシ**収穫ノ多寡ニ因ルニ**、是ヲ以テ多量ノ稻種ヲ求ムル切ナリ、其豪農即チ地主ノ如キハ家計常ニ豊ナレハ、随テ其交際スル所自ラ広ク、之ヲ求メ之ヲ換フル為シ難キニ非スト雖モ、奈何セン多クハ自作ヲ為サ、ルモノナリ、名ハ農ナリト雖モ其職業ノ性質ヲ論スル時ハ、之ヲ名ツケテ地貸渡世ト称スルモ、敢テ誣言（ふげん）ニアラサルベシ、然ラバ則世ノ謂ハユル農ナル者ハ誰ソ、曰ク貧農即チ小作大是ナリ、嗚呼痛シキ哉小民何ノ罪カアル、其実際ヲ陳シ併セテ憂国ノ赤心ヲ吐露セシム、某聞ク世ノ小民タル者日常苦情断タスト、其言ニ曰ク明治聖世ノ膏沢（※こうたく—恵み）へ独り豪農商ニ厚ク、其小民貧農商ニ至リテハ何ゾ普ク及ハサルト、某以為ク、今ヤ朝政農ヲ憐ミ給ヒ**減税ノ法ヲ立テサセラル**他ナシ**国本ヲ培養シ其堅実ナランコトヲ欲シ給フナリ**、前ニハ百分ノ三ノ恩令アリ、後又千分ノ五ヲ減セラレ現時百分ノ二半ニ定メサセラル、皇恩優渥ナリト云フヘシ、然ルニ俗ニ水呑百姓ナル者アリ、田圃ニ宅地ニ一歩ノ所有タモナキ者ヲイフ、常ニ豪農ノ所有ヲ借地シ粒々辛苦ヲ嘗（な）ムル所謂小作人ノ輩ナリ、此輩ヤ如何ナル異種ソ未夕減税ヲ地主ニ聴ルサレス、豈ニ不幸ノ民ナラスヤ、唯其レ然リ、是レヲ以テ家計豊カナラス、交際亦狭シ、他ノ貧工商ノ交際ニ異ナリ尚且之ニ播種スルヤ彼此其時ヲ同クスルヲ以テ一時多忙往キテ学ヒ来リテ問フノ閑暇ヲ得ス、故ニ以テ良種アリト雖トモ年ヲ経サレハ他ニ拡充セス、他モ亦然リ、**難イ哉貧農ノ稻種ヲ撰ヒ良法ヲ学ハンコト**。（「中村直三の農事改良事蹟」安田健、『日本農業發達史』第二卷.P711.中央公論社.1954）

中村直三の伝記には、「農事改良活動」を行って主穀の増産をはかった等の記述が多いのですが、実際にその「活動」が増産に役だったのかどうかという点に触れるものは多くありません。その中で、農事改良の業績に絞って書かれたものが「中村直三の農事改良事蹟」であり、そこでは結論として、無意味乃至誤りを無批判に取り入れる、高い指導性はないといった厳しい評価がでています。

直三は元来純粹の農家の子として生れたわけではなく、農業生産に対しては、やや第三者的な立場にあつた。(或はこの第三者的な感覚が、むしろ彼のその後の農事改良の仕事に好条件を与えた面があつたのかもしれない)。ともあれ、常に農村にあつて(自らも幾分耕作し)、農村の窮乏を身近に体験しつつある間に、農事改良の重要性を痛感するに至り、これに半生を打ち込むことになつたのであろう。

彼がこの方向に向うのは、意外に晩年(44~45歳以後)であるが、これがため彼はまず当時の篤農家間におこなわれる農法を聞き取ることから始めたと考えられる。

彼の雌穂の説、草木灰に小使を混じ貯うの説、土圀法等の(今日無意味乃至誤りであると考えられる)農法が、かなり無批判的に取入れられている面はこのために生じたのではあるまいか。

当初の彼の農事に対する関心は、先ず数多の建言書から察知出来るが、それらの活動は、時々<sup>の</sup>為政者の彼に対する信任を一層厚いものにしたであろう。これら当初の建言をみると、道路、水路の建設、農談会博覧会の開催、その他勸農方法等、基本的農政問題が多く述べられ、彼の広い視野が表明されているが、耕作法に関してはわずかに棉作の改良と早時の稲作法(或る篤農家の説として)が見られるだけであつた。

筆者は農耕作法そのものについては、特に彼の内に高い指導性を見出しえないのであるが(大和国内においてはともかく、彼が巡った秋田、宮城、千葉、石川、大分等の気候風土の異なる地方に於てどれ程の指導をなしえたであろうか?)、彼が稲種の問題に着目し、精力的にこの仕事に没頭したことが、彼をして天下の老農と迄うたわれるに至った所以なのであろう。

大規模な稲の種類比較試験の端緒は直三によって開かれたといつても過言ではなからう。ただおしむらくは、これら多くの稲種については単に収穫高のみが記されるのみで、その性状に関する記載をとどめていない。(「中村直三の農事改良事蹟」安田健、『日本農業発達史』第二巻.P722.中央公論社.1954)



当時の大和農村の問題として、直三は大和の綿の値段は下がるのに、菜種粕などの金肥の値段は上がっていることを挙げています。そこから、菜種粕に劣らない自前肥料の作り方を教えていますが、それは「無意味乃至誤りを無批判に取り入れ」たもので、実効性がどの程度あったかは疑問に感じます。ただ、商品(綿)の値段は下がるのに、作るための肥料の値段は上がるという問題認識は正しかった(当時の農民なら誰でも気付くことだったとは思いますが)と思います。実際には、大和では棉作がだめになっても菜種粕や干鰯などの金肥を使い続け、それが明治、大正期の米の平均反収全国一という結果に結びついていきます。

さて又近頃尾州三州遠州の三ヶ国の海辺の新田に綿を作る事夥しきよしにて、和州の綿の直までも下り、其上尾三遠の綿地へ天満粕をおき込候ゆへ、種糟かすり直上りいたし、和州のうり物ハ段々下り、往々和州の患となる事目前なり。

「勸農微志」中村直三『日本農書全集』第61巻.P161.

さて最近、尾張、三河、遠江の三国の海辺の新開地で綿づくりが大変さかんになってきたため、大和の綿の値段は下がってしまった。そのうえ、尾張、三河、遠江の三国では綿作地へ天満の菜種粕を肥料として施すようになったので、菜種粕はわずかずつ値上りしていっている。一方で大和の綿の売り値はだんだん下がってきているので、ゆくゆく大和国の心配ごととなるのは目に見えている。

### 昭和初期まで、大和の反収が全国一の理由

農民の貧乏さというと、東北がすぐにひきあいにはだされるが、西日本の生産力のいちばん高かったところの農民が、東北型の貧乏とはちがった意味で貧乏だった。もう借金して夜逃げしなければならないという形で土地を手放す。あるいは綿を取引している商人に、鯨粕や菜種粕などの肥料を借りてつくった。ところがとれるころには値段が暴落している—それがもとで借金になって、土地を取り上げられる。そういうところで棉作がだめになって、やはり米になっていく。その稲作に、やはり肥効の高い肥料を使うということがすぐに行なわれていく。東北より西日本のほうがそういう面で先に進むわけである。そして、高い生産力を上げる。少しあとになってからではあるが、大阪・奈良・佐賀—これが日本の稲作のトップをいく。昭和十年代まではそうになっている。長野とか東北・北陸のほうに高い生産力の府県が出て来るのは戦後である。(『農業にとって進歩とは』P74. 守田志郎. 1978. 農山漁村文化協会)

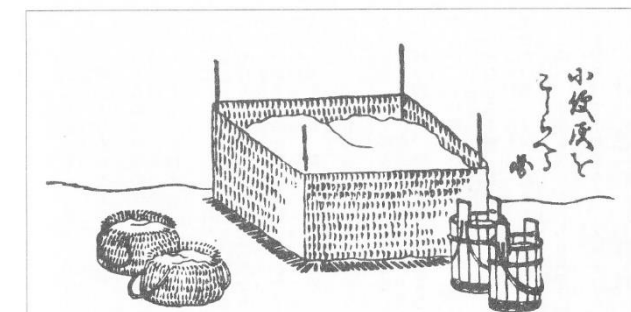
金肥の値上がりと綿価格の値下がりに対応するため、肥料にお金をかけない策として自前肥料の作り方が紹介されています。これは非常に手間がかかりそうですが、実際の効果はいかほどのものか少々疑問にも感じる内容です。菜種粕(金肥)と同等、あるいはそれ以上の肥効があるとうたっています。

灰は、わらともみ殻を一緒にして燃やすと、毎日たくさんできるものである。もみ殻は雑草が生えないように作物に施すというが、雑草ほど勢いのあるものでさえ生えにくくなるくらい土を冷やしてしまうのだから、綿にかぎらずどんな作物に対しても害があることは明白である。このもみ殻をととのえるのは女たちの仕事であり、そおっと混ぜ返して、しいなや小米をより分ける。どんな種類の燃料でも、その上にこのもみ殻をふりかけてやれば、よく燃える。／ このもみ殻とわらを燃やしてたくさんの灰を取り、たい肥小屋の中に杭を四本打って図のように四方をむしろで囲い、下にはわらを束にして互い違いに積み、その上へ古むしろを敷いたところへ灰を一面にまいて、上から小便をかける。しばらくして灰がたまるころには小便もたまっているので、小便も灰もどちらもそのまま肥料にしたりしないで、灰を広げては小便をかけ、また灰を広げては小便をかけるという作業を年中繰り返して行ない、小便と灰を積み上げておく。これを麦の種まきにはもちろん、綿の種まきするとき、あるいは綿の根が張った表面の土などに施してやると、その効きめは**菜種粕に劣らない**。(同P167)

そうならないためには、次のように肥料を準備するとよい。これまで農業のこつを熟知している人がやっていたように、井戸のそばや排水を流す溝のはたに堀を掘っておき、掃きだめのごみを放り込んだり、腐った土を混ぜる。青草を切り刻んでよく腐らし、さきほどの腐り土をその上に高く積んで水気を切るようにする。そして天気の良い日を見計らってこれらを切り返して日にさらす。こうして乾いたたい肥を、大きくつくった土手小屋の中へ入れて、腐らせて水で薄めた人糞尿などをふりかけて積み上げていき、十分に発酵させては切り返す。これを冬から春の間に麦や菜種、そらまめの肥料として施せば、その効きめたるや菜種粕に劣らない。なお、そらまめをまくときにも、土を少しかぶせてその上へこのたい肥を一つかみずつかけておくと、**菜種粕よりもよく効く**ものである。(「勸農微志」『日本農書全集』第61巻.P161.)

山辺郡岩室村では、ため池の底を長さ100間あまりにわたって深く掘り抜いて、和泉国堺産の土管を底樋(そこび)に伏せておき、毎年ため池の底の水をすっかり流し出せるようにした。これは一度に大きな出費と労力となったが、その後は毎年の水かえの手間が省け、のちのちまでの利益となっている。どこのため池でも、地面の低いほうへ堺産の土管を底樋として伏せておき、九月ごろに池底を乾かして、ひしや藻の腐ったものを担ぎ出して日にさらす。

そして干し草やごみなどと一緒に混ぜて人糞尿をかけて積み上げ、よく発酵させて肥料にすれば、その効きめは不思議なほどである。(同P166)



小便灰をこしらへる図 (同P168) 10

## 実効性が疑われる「老農」の農法 —小柳津勝五郎の「天理農法」—

「天理農法」という名前ですが、天理教とは関係ありません。直三の「肥料」もこれに近い効果しかなかったのではないのでしょうか。

老農の農法なるものは、父子相傳の狹隘（きょうあい）なる田圃を試験場とし、いはゆる「一戸当り高十石」＝一町内外を基礎として普遍化せられた封建制下の零細農耕の狹隘なる框（かまち）内における工夫発案になるところの農法である。 —中略— 一例を小柳津勝五郎の「天理農法」にとってみよう。

彼はいふ。 — [近米洋學が盛んに輸入されて商工業を初め其他萬般の事が進歩するのは洵（まこと）に喜ばしい次第であるが、茲に只一つ農業の事は、此の謂ゆる泰西（※西洋）科学の恩恵を蒙らず、否却って其れが為に進歩を妨げられている。] わが日本には古来天然自然の農法があり、此の古法に則り、此の天地陰陽の理に従ひなば、農業は自ら興隆せざるを得ない筈である。この天地陰陽の理に則るところの、「我が天理農法即ち燠炭栽培法によれば、米作も麦作も現今に比して確かに二倍以上の収穫が得られる。」そこで彼は「貳倍収穫天理農法」（明治四十五年刊）と題する一書を著し、「我が天理農法は、飽くまで金肥を排斥すると同時に、堆肥などいふ除計な物を用ひず、全然燠炭一本槍で行くのである。更に之を喩へて云へば、借金までして金肥を買ふのは丁度芸妓（げいぎ）狂ひでもする様なもの、又堆肥を併せ用ひるなどと云ふのは丁度妾でも置く様なもの、そして我が天理農法は正に清浄潔白一夫一婦の家庭の様なものである」と説いている。／ 金肥を排し、天然自然の農法によって農村衰頹（すいたい）を挽回するといふ、いかにも今日の農村更生自給自足論者の喜びさうなことを説いてあるが、この燠炭肥料発明には、面白いエピソードがある。／ 弘化四年、三河國八名郡石巻村に生れた彼は、明治12年頃から農事改良に志し、名古屋に學農社といふのを設立して、大いに焼土肥料の効験を唱へてゐた。明治20年には愛知懸農事巡同教師に挙げられてその農法を宣伝してゐたが、当時泰西農學を修めた新進農學士達は焼土肥料に効果なしと唱へ、また農商務省の傭独逸人、「日本地産論」の著者として有名なマックス・フェスカ等が、焼土肥料を分析実験の結果全然肥料として無價値であることを報告した。

ここにおいて彼は面目失墜し、明治21年遂に職を辞して三河の山中に隠れ、専心新肥料の工夫に没入すること十有二年、この間家産は傾けつくし、世間では狂人扱ひにして誰一人顧みる者もなかった。子供も學校にやれず、女房は里方に引取られるの窮状の裡に、遂に燠炭肥料の製造法を發案して勇躍明治33年農商務省に燠炭肥料の試験を出願し、併せてその普及方を建白した。しかるに十余年苦心の結果も、同省における分析の結果は、曩（さき）の**焼土肥料と同様全然無効**のものとして却下され、常局からも學者からも痛く排斥せらるるのみであった。／ 無念やる方なく、自ら全國の農民に訴へんものと各地を遊説行脚したけれど、身は却って到るところに山師を以て目せられ、果ては遂に一椀の糧にも窮し、一夜の宿をも求め得ぬ境涯に陥つたのであった。／ しかし棄てる神あれば助ける神あり、やがて二三の実験が偶然好成绩を示し、三田育種場長池田謙蔵の好意で大日本皇道會に用ひられることとなり、一時はその著書も数十版を重ねてその農法も各地に普及し試みられた。（『日本農本主義』桜井武雄.P14. 青史社. 1974. 初版1935〈昭和10〉）

## 【『天理教事典第三版』P343】

≪ 肥のさづけ こえのさづけ 表記は [さづけ]。さづけとは、ふつう、病をたすけるという救済の手段であるが、[肥のさづけ] は、／ 正月こゑのさづけは やれめづらしい（みかぐらうた1下り目の1）／

と記されているように、珍しいさづけである。このさづけは、教祖が [長の道中、路金なくては通られようまい。路金として肥授けよう。]（「稿本天理教教祖伝」48頁）との言葉でもって、授けられたものである。本席飯降伊蔵から、このさづけをいただいた者はない。

「肥のさづけ」とは、土と灰と糠（ぬか）を一定の割合に混ぜ合わせたものを肥料の代わりとして、このさづけを授けられた者の田畑に施すとき、肥料を施したときと同じ効能がある、というものである。土と灰と糠を、それぞれ3合ずつ混ぜ合わせたものでもって、ふつうの肥の1駄（2俵）分の守護がある、と言われる。

「肥のさづけ」については、辻忠作のいただいた「おさしづ」（明治23年7月17日）だけが残っている。「肥のさづけ」に限って、「肥まるきりのさづけ」と [半肥のさづけ] の2種類がある。「肥まるきりのさづけ」は、田畑にまったく肥料を施さなくてもよいのに対して、[半肥のさづけ] は、半分しか効かない。→さづけ、肥まるきりのさづけ、半肥のさづけ

〔参考文献〕 榊井香志朗「おさづけの種類とその理」（1）（『天理教学研究』第6号、1952年）。榊井孝四郎 [おさしづ語り草]（上）（天理教道友社、1994年）。≫

## 【『稿本天理教教祖伝逸話編』「十二 肥のさづけ」】

教祖は、山中忠七に、／ 「神の道について来るには、百姓すれば十分に肥も置き難くかろう。」／とて、忠七に、肥のさづけをお渡し下された。／ 「肥のさづけと言うても、何も法が効くのやない。めんめんの心の誠真実が効くのやで。」／と、お諭しになり、／ 「嘘か真か、試してみなされ。」／と、仰せになった。

忠七は、早速、二枚の田で、一方は十分に肥料を置き、他方は肥のさづけの肥だけをして、その結果を待つ事にした。／ やがて八月が過ぎ九月も終りとなった。肥料を置いた田は、青々と稲穂が茂って、十分、秋の稔りの豊かさを思わしめた。が、これに反して、こえのさづけの肥だけの田の方は、稲穂の背が低く、色も何んだか少々赤味を帯びて、元気がないように見えた。／ 忠七は、「やっぱりさづけよりは、肥料の方が効くようだ。」と、疑わざるを得なかった。／ところが、秋の収穫時になってみると、肥料をした方の田の稲穂には、蟲が付いたり空穂があつたりしているのに反し、さづけの方の田の稲穂は、背こそ少々低く思われたが、蟲穂や空穂は少しもなく、結局実収の上からみれば、確かに、前者よりもすぐれていることが発見された。

富森芳太郎氏は、明治15年生。明治19年の櫛本のご苦労の際、出所の時、人力車まで教祖を抱き上げお乗せした富森竹松氏の子。昭和6年より昭和44年まで和爾分教会2代会長。この『御神楽歌理解晰』は、新教典が出来た昭和24年以降に書かれています。収穫が半分以下であったのを、「大体肥が足らんのですから、当たり前ではあります」と記されています。

富森芳太郎作 「御神楽歌理解晰」

一下り目 / 教祖は、一に百姓助けたいとおっしゃいました。それは大倭地方は知行所の関係で年貢、今日で言う税金が大変高かったので、三昧田付近の百姓たちの生活は誠にみじめな暮らしでありました。教祖は御幼少の頃から、農民の容子をご覧になって、身に染みて感ぜられた。其所為でもありません、一下り目の初めから収穫のことを仰せられてございます。

一ツ 正月 肥の授けは やれ珍しい

この歌をお作りになられたのは、慶応三年のお正月でありましたのと、御維新改政の御予測からと、本教の立教そのものが此の世の立替という御主意から冒頭に正月をかぶせられた事と拝察いたします。

肥の授けと云うのは、お授けの一種であります。特別の型で、所定の肥料、土三合灰三合糠三合を交ぜ合わせた肥料を作り、是にご祈念を捧げて田畑に施しますと、お金で買う肥料四十貫に代用できると云う。 **前代未聞のコヤシ**の授けでありますから、これは誰が聞いても珍しい。「やれ」は、感嘆詞でもあり、歌の掛声でもあります。此の前年のことではありますが、豊田の仲田様と辻様とが連れ立って、櫛本から治道村を経て、郡山方面へお助けに出られた帰り道、我々のような小百姓ではお助けに出させてもらうのに、小遣いだけでも馬鹿に出来ん困ったことや、と述懐しておられましたが、翌日辻先生が御屋敷へ帰られますと、教祖は「道の路銀」として肥授けようと仰せられ、乃ちお授けを頂かれたのであります。辻先生は、教祖は見抜き見通しやなアと感心したり感謝したり、なさったことでありました。/ それから四、五十年後、私は御本部詰員室でご子息の辻先生にお会いしました時に肥の授けの出来栄えについてお伺いいたしましたところ、辻先生は、私は初め半肥の授けを頂きましたので、よそ(他家)の近所の田に施されるのは半分ほどの肥料を施しました。米でも麦でも作っている中途では私宅の田は色が悪く、取り入れ時に藁が目立て短い、それでも収穫は近所の田と少しも負けませんでした。/ 後には、丸肥の授けを頂きました。けれども丸丸儲け得もあんまり欲が深すぎると気が引けて大体半分足らずの肥は施しておりました。まれでも豊年の年には多く、不作年には少なくやっぱり他家と同じ様に増減がありました。/ ある年、父に一寸差支えがありまして、遠いところの小さい田一枚、私が父のする通りにしてお願いつとめいたしましたが、其田の不出来なこと、**実に半分以下でありました。** **大体肥が足らんのですから、当たり前ではあります**が阿保らしゅうて、阿保らしゅうて、父はそれを見て、何の授けでもお授けは一名一人の心にお与えくださるのやから、 **そら** **そうやな一と、**感嘆これを久しゅうすという姿でありました と申されたのでございます。

が、明治期には「正月ハ歳ノ始ニシテ此ニハ教祖立教ノ初二諭ヘラレタルナリこゑのさづけハ我等人間救済ノ要求ニ応ズル天啓ノ聲ナリ・・・」(『御神楽歌述義全』明治39年)となっています。『みかぐらうたの世界をたずねて』(道友社編.2001)は明治から現在までの「みかぐらうた」解釈の例を詳細に比較しており、そこには明治期の解釈が「声」になっているのは、「『御神楽歌述義全』編纂当時は、『さづけ』のことを公に出すことがはばかられたので、このような解釈になっているのであろう」という説明が付けられています。「こえおかず」を字句通り「肥を置かない」と読む例もありますが、この場合は、実際の作物で肥をやらなければ、収穫が少なくなるのは分かっていることだから、これは信仰上の問題と解釈されます。

### ●「みかぐらうた」

1下り目一. 正月こゑのさづけは やれめづらしい / 7下り目十. たねをまいたるそのかたハ こえをおかずにつくりとり

11下り目四. よくをわすれてひのきしん これがだいゝちこえとなる / 11下り目十. ことしハ こえをおかず じふぶんものをつくりとり

●おふでさき4号(明治7) 51「こへやとてなにがきくとハをもうなよ 心のまことしんぢつがきく」

おふでさき13号(明治10) 60「大一わりゆうけつくるをたすけたさ こゑ一ぢよふをしへたいから」 / 61「こゑてもなどふしてきくとをもうなよ こゝろを神がうけとりたなら」 / 72「このさきハりゆけのこへをちがはんよ どふぞしいかりしよちしてくれ」

●M23.7.17辻忠作への「おさしづ」《辻忠作肥一条の事に付願 — さあ / さづけ一条の肥え、これまでの処、世界の処運ぶに運ばれん。前々これまでの処、これまでの事情として心治めるよう。もう暫く、年々に通り来た心だけ、心だけのさづけである。何ほでも心だけはきゃどうもならん。心だけの理や。成程効く。どんな肥えを置けど、心だけの理はっちゃ効かんで。これから事情定めてしまう。どんな難も無きようにする。さあ心だけのさづけの肥えを置くがよい。》

教祖の言ったのは一下り目で、物の豊かさは喜んでくださいと言って、相手を喜ばすために使ったら、それが豊かさをつくるのだという、物の原則を教えたのです。そして、一下り目の原理を、七下り目に教えさせて、教理編と信仰編というように分けて、上半下り、下半下りをとらえて教えていますが、「十ドこのたび・・・こえをおかず・・・」という言葉が出てくるのです。肥をおかずに豊かになるよというのは、心の問題だから言っているのです。

お百姓さんが、豊作だ、凶作だと言っても、肥をやらなければ、いくら豊年満作の条件が整っても、天候が良くっても、豊作にならないのです。肥料があってこそ、豊年だの満作だの、凶作だのという差が出てくるので、お百姓さんは皆、肥料は収穫の原料であることを知っていますから、農業に携わる人はそれを知っていますから、「このたびいぢれつに・・・こえをおかずに・・・」と言ったのは、収穫量の問題ではないよ。心の喜びの問題だよという意味が、七下り目の「十ドこのたび・・・」にうたわれているというようにとっていただきたいのです。(『ほんあづま』486号.P7.八島英雄.2009)

### ③ 明治三老農として広がる舞台

明治初年（1868ごろ）になると、耕地調査や農事改良への功績が認められ、郡山藩や高取藩など旧大和国の領主からたびたび褒賞されるようになるとともに、農事関係の奈良県の公職にも招聘されるようになります。

たとえば、明治二年（1869）には奈良府から稲の品種の比較実験を成功させた功績により、翌三年には郡山藩から招かれ勸農のことを語ったことにより、また同年には櫛羅（くじら）藩から『民益書』の内容についてそれぞれ褒賞されています。また、明治五年に奈良県勸業下御用掛に任命され、同八年には奈良県庶務課員として植物試作を行うなど活動の舞台を県レベルまで上げていきました。

この間、明治五年には農商務省勸農課に“地蔵早稲”を、同九年にはみずから手がけた七十七種の稲穂を勸業課にそれぞれ納めています。また、明治十年の第一回内国勸業博覧会には321種の稲を出品して“龍紋賞”を受賞していますし、同じ年には秋田県から招かれ、同県の産米改良掛として産米改良を指導し、同十二年には宮城県にいき、県立の植物試験場で品種改良を指導するなど、活動の舞台はやがて全国にまで広がっていったのです。

#### 見はてぬ夢か一直三の遺言—

明治十四年（1881）六月、東京で開催された第二回内国勸業博覧会に稲742種、綿27種を出品して表彰されますが、その慰労会の席上「米綿改良山林繁茂論」を演説します。「米は衛生の本、百物製造の元素なり」と始め、

「しかし、世間では薔薇・万年青（おもと）・蘭などに大金を投じる者が多く、商人もそれらの栽培には力を入れるのでますます良い品種ができる。米は万年青の類のようにはならず、昔からそのような良い品種は見たことがなく、それがもっとも残念なことである」

と述べ、稲の品種改良に生涯を捧げた思いを語ったと伝えられます。直三にとって一代の晴れ舞台でした。

翌明治十五年三月、同じく東京で開かれた「米麦大豆烟草菜種共進会」に奈良県から出品人物（総）代として出席し、明治天皇から菊花紋入の金牌賞を受けた直三は深く喜び、帰郷したのち五月十二日に永原村御霊神社で、貝原益軒や岡本孝道ら、これまで導かれ、世話になった先人たちの慰霊祭を行いました。

直三は慰霊祭の直後、大坂でコレラにかかり、郷里永原村に帰って治療を受けましたが、その効なく、同年八月十三日没します。享年六十三歳でした。父善五郎の遺志を受け、それを夢として追い求め、ここに至りついに事を成し遂げたという思いを強くもって生を終えたのだらうと思います。

しかし、直三の夢は見はてぬ夢だったのかもしれませんが。大和農村は幾たびかの変動をくぐり抜け、直三の思い描いた姿とは似ても似つかぬものになり果てました。直三の遺言—「米は衛生の本、百物製造の元素なり」—をどのように受け継ぐべきか、二十一世紀に向けたたいせつな課題ではないでしょうか。（吉田栄治郎）

明治初年前後に藩や県から招聘、褒章されたのは、農民に増産のための方法を教えようとした姿勢にあると思われます。ただ、それは、「当時の篤農家間におこなわれる農法を聞き取」って紹介したもので、「(今日無意味乃至誤りであると考えられる)農法が、かなり無批判的に取入れられている」(「中村直三の農事改良事蹟」P722)といった評価につながっています。また、徳永氏がまとめた農法は多肥化とそれに耐える品種の改良が中心で、効率の良い肥料である菜種粕(金肥)などを入れることが前提になっていて、貧農小作人がそれを実践しようとしても、金肥を買う金がないという問題に突き当たります。そこで、金肥に匹敵する自給肥料の作り方の伝授ということになるのですが、それは手間ばかりかかって効果は薄いというものだったという分けです。

幕末から明治十年代半ばまで、奈良盆地では老農中村直三が中核となって、各村に点在する老農群との経験交流や情報交換が活発に行われた。直三はそれらについて「実験」を繰り返しながら良否を確かめて、近世以来の在来農法を体系化していった。『民益書』の末尾で、直三は「右条々は一ヶ之空論ニ而は無御座、村毎ニ一兩人又ハ三五人経験せしを聞探り、長短を取捨し的証あるを奉申上候」と明言している。『勸農微志』の上段余白には、「田原本ねぶとかじやこれをためす」山辺郡「合場村山中宗三郎これを行ふ」などと注記されており、他の著作にもこういった無名の老農群の経験が数多く紹介されている。

こうして体系化された老農群の在来農法のうち、稲作技術体系についてまとめれば次のようである。＜乾田化―多肥化(窒素反当約六キログラム)―ローカルな耐肥性品種の改良(伊勢錦、石塚、大仏、細野など中稲での晩化)―薄蒔(坪当五～八号)―小株(一株当五～八本)―粗植(坪当三十株)―備中鍬での深耕(約四寸)＞という技術システムであった。／ しかし一般には容易に広まらず、頂点的な技術体系として在地では存在していたのであり、農民間での生産力格差は大きかった。―中略―

そのため中村直三が意を注いだのは、「交際」が狭く「広く公衆に交通する」機会が少ない貧農小作人たちに、「良種良法」の情報を提供し、農事改良意欲を呼び醒ますことであった。(「明治農法の形成・展開と村落―奈良盆地の場合」徳永光俊、『日本村落史講座3』・雄山閣. 1991. P126)



## 永原村御霊神社での先人たちの慰霊祭を執行

明治初年の褒章の一つに「年来の畝不足を明らかにし、奈良府に訴えて減租に成功した」ということがあり、これを直三の手柄のようにいわれているのですが、実際は複数人間が関わりその中の一人だったということのようです。また、御霊神社の慰霊祭で祭った人についても、貝原益軒などの有名人ばかりでなく、農民騒擾で投獄された村役人なども祭っています。これも当然の事だと思われます。これらをもって「小作＝貧農と共に歩む民衆的コースに、自己の生き方を見出だした」とする（『近代日本の差別と村落』P81.今西一・雄山閣・1993）見解もあります。

幕末に弟淳蔵を梅田雲浜や藤岡庄司に師事させているが、特に雲浜の薦めで「産物捌所」を設けて長州との交易を試みているなど（尤もこの事業は失敗に帰したが）から可成りの資産家であったことがうかがわれるし、またこれらの人々を通じて当時ようやく盛んとなった明治維新の胎動を身近に感じ、且つこれを支持していたように思われる。

1868年（明治1）に、永原村の副長前田甚蔵、岡嶋与助、岡本重次郎らは近村12カ村の耕地を実測し、年来の畝不足を明らかにし、奈良府に訴えて減租に成功したが、この際直三もこの事業に従事して翌69年に奈良府より賞されている（従来考えられているように直三をこの耕地実測の中心人物であるとするのは誤りであろうと考える）。

1873年（明治6）に伊勢神宮から教導職に任ぜられ、又翌74年には、穴師神社の祠官に任ぜられている。彼は神道については全く素人であると云って再三辞退しているが、やむなく数カ月間それらの職についた。特に穴師神社の場合は、氏子間の争いがあり、その調停役として、直三は適任者とみられたものである。

1881～82年頃と思われるが、某地（大分県か？）で農談会を開いたとき、次のような問答を交わしている。これは当時全国に澎湃として起きていた自由民権の運動に対する直三の態度が表明されていて面白い。即ち「或人問フテ曰ク君ハ民権カ官権カ何レヲ主義トセラル、ヤトアリシカハ、直三我則チ民権家ナリト答ヘケレハ彼レ膝ヲ進メテ否先生ノ説ク所ハ民権ヲ伸張スルニ非スシテ、民権家ナリト云フハ如何ナル所以ソト詰スレハ、直三翁笑ツテ我民権ト称スルハ、上官ヲ敬イ農事ニ充分ノ権カヲ有シ下民ヲ豊カニスルニ在テ漫リニ政法ヲ非毀シ官吏ヲ罵リ上下ノ人心ヲ離隔セシムルガ如キハ直三カ取ラサル所ナリト」。

1882年（明治15）米麦畑草菜種共進会で特別名誉金牌と金百円を受けた時、この金子を以て、彼は農事の諸先哲50名の霊を祭っている。その中主な人々は次のごとくである。

畑中佐一郎 旧清水領18カ村の取締役、永原村に溜池を構築した。／ 上田兵三郎（他）豪農兼帯庄屋、農民騒擾で投獄  
前田甚蔵（他） 本村副長、農民騒擾（禁固三年）、1868年耕地実測 ／ 貝原篤信、佐藤信淵、大蔵永常等農学者 ／ 山中宗一郎 豪農、農事改良（稲種）の功大 ／ 久保重治郎（他）、心学舎（実行舎）舎友、稲種選良に協力。（「中村直三の農事改良事蹟」P709）

1856（安政3）年～59（同6）年の「二割半無地増高」の貢租減額を求める永原村農民騷擾に、「苛斂ニ堪ヘテ納税セン事ヲ勸奨」したことによって、直三を地主的立場と見る意見もあるが、この問題にしても、1868年—

昼ハ一室内ニ在リ図画ヲ詳記シ、夜ハ一回六尺ノ輪度ヲ以テ間数ヲ質シ、接続十一ヶ村ノ耕地ヲ質シ、中央永原村耕地ト共ニ之ヲ大画図ヲ悉ス、前半ノ畝不足及ヒ無地高是ニ至リテ晰然明瞭ス。・・・（略）・・・之ヲ以テ奈良府ニ出願、村吏従前疾苦ノ実況ヲ哀願ス。・・・（略）・・・府知事驚聳、願意採用、直ニ減租ノ命アリ。皆欣々然トシ雀躍良久シカラス。

という方法で、解決している。また1882年5月12日、村内の御霊神社に故人の霊を祀った際、騷擾の指導者前川伊三郎・嶋本義右衛門・畠中左久助ら獄死・逃亡死した人々の霊をも祀っている。百姓一揆に消極的であったから、直三を「地主的」と見るのではなく、地租改正前に独自のプランを作って減租を勝ち取り、1880年には特異な地主制批判者たりえた直三にこそ、もっと注目する必要がある。そこには、時代の主流＝地租改正から寄生地主制の確立というコースとは別な生産者的な農業者の生き方があった。これは、直三の弟子式田喜平の後年の—

十月とや じゅうぶんつくりきたときは、小作もよけりや地主もよし、かれこれいはずよい米を、納めたときは共によし  
・・・（略）・・・

十一月とや じゅういちぶん作りたら、地主も小作ももろともに、租税諸入費のすんだのち、おごりをせずに貯蓄して、すべての楽しみつけておけ

などと言った思想とは、およそ大きな隔たりを持ったものである。私は、「老農」たちの決定的な転換は1880年代後半にあった、と考えている。

紙数等の制約から十分に展開できなかつたが、直三が「賤夫」の家に生まれながら、物欲に走ることなく、「成り上り」コースを拒否し、〈無私〉〈献身〉性を貫いて小作＝貧農と共に歩む民衆的コースに、自己の生き方を見出だしたことは評価してもしすぎることはあるまい。このゆきすぎた〈無私〉〈献身〉性は、天皇制国家の「通俗道徳」的な秩序の枠組みさえ突破しようとする。直三もまた「時代の子」であり、彼の論理もまた、維新変革期における様々な生き方の可能性に直面して生み出されたものである。安丸氏の精緻な理論体系は、この変革期に固有な人間像と論理を捉えることに、残念ながら十分とは言えないと思う。但し、確かにここでの私は、この直三の人間像が、いかにして国家的な「人間像」に転換していったのかを十分に説くことができなかつた。後日の課題としたい。（『近代日本の差別と村落』P81. 今西一. 雄山閣. 1993）

今西氏が直三の人間像と論理を十分に捉えていないと批判する安丸氏の直三評です。通俗道德の実践による自己変革を目指し、問題解決の方向を社会変革に向けることはなかった、社会体制全体の客観的な分析力を欠如していたと説明しています。

本稿が対象としているような民衆的諸思想（※通俗道德）は、農業生産力の発展に重要な役割をはたした。品種改良、正条植、種籾の塩水選と薄蒔化、施肥の増大などは、近世後期以降における農業生産力発展の基本的技術形態だったが、これらの技術の改善と普及は、報徳社やたくさんの老農たちによるところが大きかった。たとえば、優良品種「伊勢錦」を選抜した老農岡山友清は、不二道の熱心な信者だった。彼は、信仰にささえられた庶民的な社会奉仕と開物精神にもとづいて、松坂、津、宇治山田において伊勢参宮の人々をめぐりてにした無償種子頒布所を設け、この新品種の普及をはかった。中村直三は、この「伊勢錦」の普及に努力したが、そのさい心学の社友にはかって資金を集め、その品種の特質や栽培方法などを記したパンフレットを付して各地へ送った。不二道や心学にもとづく信念が彼らの活動をささえるとともに、その組織が重要な役割をはたしているわけである。幽学や報徳社の運動も、こうした技術改善と精神運動の結合したもので、たとえば正条植の普及には報徳社の功が大きかったし、幽学も正条植を教えた先覚者の一人であった。精神運動によって技術改善に努力する主体をつくり、技術改善によって精神運動の成果を具体的に確保して、相互補完的に展開したのである。だが、こうした技術改善－農業生産力発展の基本的な方向は、労働過程の質的変革をともしなわぬ労働集約的なものだった。だから、原蓄期の苛酷な条件のなかで、こうした技術改善が十分に有効性を発揮するためには、人々は従来よりもはるかに勤勉でなければならなかった。小川誠氏は、報徳運動の指導者であった安居院義道の農業技術体系を検討して、一般水準の二倍以上の多労働を必要とするものだったとしている。安居院は、彼の技術体系を採用すれば当時の水準の二倍にあたる反当10俵も収穫できるというのだが、しかしそれは一般農民にとっては、特別な勤勉－多労働に媒介されなければ実現しえないことだったのである。尊徳や中村直三は、右のような性質の農業生産力の発展に望みをたくして、一揆や村方騒動に反対した。彼らも、民衆の貧困の重要な原因が苛酷な封建搾取にあることを知っていたが、封建権力の制限や撤廃による解決にはほとんど努力しなかった。彼らに封建制批判が皆無だったとはいえないかもしれない。尊徳は、商人が家を譲るように有能な者に政をまかすべきだと主張したし、領主権力の収奪に「分度」を設けることを強くもとめた。また、安居院義道には、「ここかしこ民の貢をかき集め／金の利足にやる人もあり」というような見解が散見できる。また、中村直三はのちに貢租の軽減に奔走したし、報徳社の指導者岡田良一郎のように自由民権期に活躍した者もある。だが、彼らは問題解決の主要な方向を社会変革におくことはけっしてなかった。彼らは、人々を実直で勤勉で忍耐づよい人間に自己変革するという論理にふかくとらわれており、そうした自己変革をとりまく客観的条件についての洞察力や批判力にとぼしかった。民衆的諸思想の経験主義的な認識力は、せまい人間関係のなかでは、ある意味できわめて鋭かったが、社会体制全体の客観的な分析力を欠如していた。（『日本の近代化と民衆思想』P44. 安丸良夫）

## 老農が評価される時 — 二宮尊徳復興の波

安丸氏の中村直三評の中に出て来る「尊徳—二宮金次郎」は、1787(天明7)年に生まれ、1856(安政3)年に70歳で没しています。天理教祖中山みきより10年早く生まれ、明治維新の10年前に、報徳仕法と呼ばれる村の改革を行っているときに病となり、亡くなりました。

この尊徳といえば、薪を背負って歩きながら本を読む像が有名ですが、これが日本中の小学校に建てられるのは昭和7, 8年頃のことなのだそうです。桜井武雄氏によれば、尊徳の業績が取り上げられる時期には波があり、第一は明治十年代、第二が尊徳没後50年にあたる明治38年頃、第三が昭和5年頃からの昭和大恐慌期です。

これを中村直三の業績が評価される時期に当てはめていくとおおよそ一致する事に気が付きます。直三は明治十五年に明治天皇から菊花紋入の金牌賞と金百円を受けます、これが尊徳の第一期。次に明治32年(1899)になって、奈良公園内に「中村直三農功之碑」が建てられ、大正5年(1916)には、山辺郡農会・教育会の発起により、現天理市三味田町に、功績をたたえる碑が建てられています、これが第二期ということになります。

なぜ一致してくるのか、この理由をその当時の社会情勢から考えてみたいと思います。また、その時期、天理教はどうなっていたのでしょうか。この問題も一緒に見ていきましょう。



農村自力更生のマスコット — 本を手に薪を背負ふ少年二宮尊徳のブロンズ立像が、定價金百貳拾圓也で飛ぶやうに売れるといふ。これは最近二三年來(※昭和7, 8年)の流行だが、すでに全国各地の小學校では、あらそってその門前にこのマスコットをかざり、今まで村の辻々にがんばって幅を利かせてゐた石の地藏尊を顔色なからしめてゐる。(『日本農本主義』P271. 桜井武雄. 1974. 青史社. 初版1935 ブロンズ像も同書)

桜井武雄氏は二宮尊徳が脚光を浴びる時期を三つに分けています。桜井氏がこの本を書いたのは昭和10年で、日本中の小学校に尊徳像が建てられていく時期です。

日本資本主義のこの急速なめまぐるしき発展が、決して平板な流水的過程ではなくして、デグザクなそれ自身の内在的矛盾の展開過程である如く、これに対応して、**尊徳復興の波**にもいくたびかの起伏があつた。

われわれはこの起伏に三つの峰を見出すことができる。

**第一の峰**は、資本の原始的蓄積典型期—とくに**明治十年代**の農村揺撼期。明治維新と共に尊徳の報徳諸仕法は一たん断絶し、主として駿遠豆相の諸州に残った門弟（＝地主・村吏）等が「二宮先生の遺教に拠り、報徳事業を行ふ」報徳社を組織してわづかに遺教を伝ふるのみであつた。しかるに、資本の原始的蓄積過程に醸し出された農村クリーゼ（※危機）を切り抜けるための「勸農策」として、明治政府官僚は二宮尊徳の事業を顕彰し、これを継承受容するの策をとつた。明治13年、政府は—尊行—尊親の三代の功を賞して、尊親に金廿円を下賜、尊親を助けて興復社を起せる富田高慶を正七位に叙し、翌14年には興復社の事業資金としての金壹萬五千圓を貸与し大いにこれが助成をはかつた。—中略—

**第二の峰**は、日本の資本主義が、産業資本確立、金融資本成立、—主義転化への発展旋回を遂げて半封建的零細農経済を揺顔せしめ、**日露戦争を転期として農業クリーゼを現出せし時期**。この時、すなはち明治38年は尊徳没後50年にあたり、各地において盛大な五十年祭が祝はれた。東京では、平田東助、岡田良平、一木喜徳郎、井上友一、留岡幸助、早川千吉郎等が発起人となり、上野の東京音楽学校内で盛大な五十年祭が催され、ついで中央報徳會が創立され、機関誌「斯民」を発行して報徳主義の鼓吹宣傳を開始した。翌40年神奈川県小田原に開催された報徳講演會には全国の有志參集する者二千余名。以来京都、大分、香川を初め各地に、府県農会主催で同様の挙がつづいた。

**第三の峰**は、いふまでもなく、農村問題がいよいよ激化して遂に**昭和5年来の未曾有の恐慌に直面せる今日**。

（『日本農本主義』P277. 桜井武雄. 1974. 青史社. 初版1935）

# 増産に励む日本農業—明治維新以後の日本の農業生産

—昭和5年に反収は明治初期に比してほぼ倍—

表1 農業諸指標の変化

	1877年	1890年	1900年	1910年	1920年	1930年
	M10	M23	M33	M43	T9	S5
①耕地面積(百町)	46,406	48,769	51,401	55,229	59,204	59,319
② 田	27,013	27,937	28,392	29,391	30,657	31,963
③ 畑	19,393	20,832	23,008	25,838	28,547	27,355
④農家戸数(千戸)	5,508	5,451	5,492	5,518	5,546	5,608
⑤農業就業人口(千人)	14,773	14,298	14,191	14,017	13,939	13,911
⑥農家1戸当農業就業者数(人) ⑤/④	2.68	2.62	2.58	2.54	2.51	2.48
⑦農家1戸当耕地面積(反) ①/④	8.43	8.95	9.36	10.01	10.68	10.58
⑧農業就業者1人当耕地面積(反) ①/⑤	3.14	3.41	3.62	3.94	4.25	4.26
⑨農業就業者1人当田地面積(反) ②/⑤	1.83	1.95	2.00	2.10	2.20	2.30
⑩米穀生産量(千石)	32,899	39,134	41,701	50,321	57,802	62,182
⑪田地1反当米穀収量(石) ⑩/②	1.22	1.40	1.47	1.71	1.89	1.95
⑫農家1戸当米穀収量(石) ⑩/④	5.97	7.18	7.59	9.12	10.42	11.09
⑬農業就業者1人当米穀収量(石) ⑩/⑤	2.23	2.74	2.94	3.59	4.15	4.47
⑭人口(千人)	35,639	39,789	44,140	49,571	56,035	64,498
⑮1人当年間米穀消費量(石)	0.69	0.84	0.80	0.91	0.99	0.98
⑯自給率(%)	101	101	95	95	92	86

出典)梅村又次他編『長期経済統計9 農林業』東洋経済新報社, 1966年, 篠原三代平他編『長期経済統計6 個人消費支出』東洋経済新報社, 1967年, 梅村又次他編『長期経済統計2 労働力』東洋経済新報社, 1988年.

注1)それぞれの年を中央年とする7カ年移動平均. 田, 畑は内数.

注2)1人当年間米穀消費量は『長期経済統計6 個人消費支出』の「飯米用」から算出.

農業国が工業化を進める場合、農業が工業化を支えるためには、工業化の初期段階以上に、その後の過程でも農業の労働生産性が向上することがその基礎的条件となる。近代日本の農業生産は、工業化に対し、どのように展開したであろうか。最初に、明治前期から昭和初期までのわが国農業の展開状況をみておきたい(表1)。

表1の指標で、もっとも安定的なのが農家戸数である。数万户程度の幅の増減はあったが、ほぼ550万户を維持している。耕地面積は、順調に伸びており、明治前期の460万町から昭和初期の590万町まで、三割近く増加している。したがって、農家1戸当耕地面積は比較的大きく伸びている。また、農業就業人口は、大きな減少ではないが、徐々に減少していたから、農家1戸当農業就業者数はやや減少し、逆に農業就業者1人当耕地面積はやや増加していた。

主食であった米穀の生産量をみると、明治前期の3300万石から昭和初期の6200万石まで、倍近く増加している。農業労働生産性(⑬)は、明治前期の2.23石から昭和初期の4.47石と倍増している。農業労働生産性は、土地労働比率(⑨)と土地生産性(⑪、反収)の積であるから、農業労働生産性の伸びを規定するのは、土地労働比率と土地生産性の動向である。明治前期から昭和初期までの増加率をみると、土地労働比率26%、土地生産性60%であったから、土地生産性の伸びが農業労働生産性の伸びに大きく寄与していたことが分かる。つまり、主に土地生産性の伸びを通して労働生産性を伸ばしていたところに、近代日本の特徴があった。(「地主制の成立と農村社会」坂根嘉弘.『岩波講座日本歴史』第16巻.岩波書店.2014.P225)

## 生産性向上の教師

「土地生産性の伸びを通して労働生産性を伸ばしていた」というのは、表1の「⑩米穀生産量」が昭和5年に明治10年のほぼ倍になっているのに対して、それに関わる働き手「⑤農業就業人口」はほとんど変化していないので、「土地生産性＝反収」の増加が、「労働生産性＝⑬一人当たり米穀収量」も増加させているということです。反収を増やす要因は、多肥化とそれに耐える耐肥、多収性品種を生み出すことで、それに付随して、肥料を勤勉に入れる、収穫増加の妨げになるような要因を取り除く（除草などの作業）ための労働が必要になります。だからといって労働する人の数を増やしたのでは、「労働生産性」は低下します。そうならないためには、一人の労働時間を増やすことです。これを実行するには、その考え方を農民に教えることが必要です。そこで登場するのが、「肥料の施し方と稲の品種改良」に生涯をささげた中村直三であり、二宮尊徳などの老農と呼ばれる人々でした。

## 午前1時に起きろ

これらの老農はいづれも蓑笠草鞋ばきで各府県の農村を巡回農談して、なかにも船津伝次平の如きは、明治24年3月までに沖繩外二三島を除くの外は、日本全国を巡回講話したといふので、友人より記念に贈られた三組の銀盃には、「賀船津君日本周遊」と刻されてみたといふ。／ 明治18年、原蓄・農村窮迫期の最頂点に際して、農商務卿西郷従道は勤儉貯蓄奨励「済急趣意書」を発し、全国八大農区へ大書記官前田正名等を派して大いに勤勉貯蓄奨励を呼号したが、これぞ老農主義の発してなれる論告文として、まさに明治政府の勸農策の本質を露呈せるものである。／ いはく一／『多年ノ積弊ヨリ来レル四民ノ困難ハ目下殆ト其極ニ達シタルモノノ如シ。・・・曰ク、他ナシ労力ノ度ヲ増シ貯蓄ノ法ヲ設クルノ二途アルノミ。労力ヲ増ストハ何ソ、例ヘハ従来三度取りシ田草ヲ五度六度モ取ルカ如ク不気候ノ損害ヲ人力ニテ補フコトナリ。若シ之カ為メ人力ノ不足ヲ告ンカ、平素朝六時ヨリ夕六時迄労働ニ服セシモノハ、宜ク之ヲ延ハシテ四時ヨリ八時迄トスヘシ。且我国ノ労働者ハ世界無比ノ労働ヲナスニモ拘ラス、其間或ハ午睡ニ雑談ニ喫烟休憩ニ悠々緩々不規則ニ時間ヲ徒費シテ顧ミサルノ弊アリ、今是等無用ノ時間ヲ労働時間ニ活用ナサハ決シテ人力ニ不足ヲ告クルノ患アラサルヘシ、若シ肥料ノ闕乏ヲ告ケンカ、庭前ノ塵芥床下ノ土モ之ヲ収ムレハ尚良肥料ヲ得ヘシ。』／ かやうな論告－旧幕時代の「儉約令」・農奴制約令に等しき－は、そのまま各地老農の実生活および農村更生運動の裡に体现された。夜半午前一時ともなれば必ず床を離れたといふ秋田の老農・石川理紀之助の、同懸下九升田部落における復興計画の眼目は、「労働の良習慣を発達する事」にありとして、その復興計書着手以来の成績報告書はまさに右論告の実践版である。／ 『早起は午前三時を以て起床の定時とし、事務所に於て掛板を打ち、所員巡視するに、定時三時を待たずして働く者、初日二日とも四戸、之を優等者として門前に掲示をなせり、三四日に至り十戸以上となり次第に増加して一週間後、部落九分以上に至る、最も早きは一時五分乃至十分にして藁打音聞ゆ、二週間に至り病家の外優等となる、実に無上の勉強にして、事務所の掛板を聞き、東西二方面に鐘と掛板を鳴らし毎戸燈火の影、藁打槌の音山々に響き、近里、赤飯、大巻、乙越等の部落まで早起を為して藁打音の聞ゆるは実は大なる愉快の至りなり・・・』／ 以上によって明瞭なる如く、明治政府の勸農策は、その基調において農本・老農主義をもって一貫してゐる。（『日本農本主義』P26）

## 日本の小作の特徴

- ◎小作期間の長期性
- ◎減免付定量小作料
- ◎村並みの小作料

日本の小作率は昭和4年に48%に達していました。これは幕末以降、特に明治期に増えていったものです。日本の小作の特徴として①小作期間の長期性—永久的に小作できる、②減免付定量小作料—増産分は小作人のもの(不作の時は小作料そのものを減額してもらえる)、③村並みの小作料—小作料は村の了解が必要、があげられ、小作地にもかかわらず、農民は自作地の如く「愛耕」しました。それが「老農」が勧める増産の方法を実践する行動を可能にしました。

近代日本では、地主制が広範に展開した。小作地率は1929(※昭和4)年に48%(田54%、畑41%)に達し、ピークを記録した。明治初年の小作地率は三割ほどで、1903年は44%であったから、特に明治中期までに著しく拡大した。**小作地をもつ農民(自小作、小作農)は、全農家の三分の二**を占めたから、地主制は近代日本農業を特徴づけるシステムであったといえる。(「地主制の成立と農村社会」坂根嘉弘、『岩波講座日本歴史』第16巻.岩波書店.2014.P231)

地主小作関係をめぐって民法以外に法的なルールがなく、さらに慣行・規範との齟齬があったにもかかわらず、近代日本の地主制は、きわめて安定的に発達した。それは、明治初年の法的整備に加えるに「村」社会(共同体)の諸規範・慣習が地主・小作双方の機会主義的行動を抑制し、村人間(共同体)の強い信頼関係が小作契約をめぐる取引費用を抑えたからである。その結果、地主小作関係にいくつかの特徴をもたらした。

第1は、小作期間の長期性、言い換えれば小作権の強さである。近代日本の不定期小作では、「期限ヲ定メス小作人ニ於テ不都合ノ行為無キ限り年々継続小作セシムルヲ普通トス」(農林省農務局, 1926a, 7頁)、「地主小作人ノ何レカ一方ヨリ解約ヲ申出ツル迄継続スルヲ普通トスル」(農林省農務局, 1926b, 211頁)とあるように継続小作が一般的であった。地主の事情で小作地を引き上げることはみられたが、一般には代替わりをしても**永久的に小作させることが当然**と考えられていた(農林省農務局, 1926b)。—中略—

第2は、減免付定量小作料である。まず、小作料は現物の定量で定められていたため、小作人が残余請求権を持つことを意味した。小作人は定量小作料さえ払えば、増産分はすべて自らの手に入るため、より強い増産誘因を持ちやすい。ただし、小作人は同時に凶作等の収量変動リスクも負う。このリスクは、不作時に小作料を減額する減免慣行が緩和した。—中略—

第3は、「村」社会が地主小作関係の調整機能をもった点である。一般に村内の小作料水準は、村人たち相互の了解事項(村並みの小作料)であった。村並みの小作料を超えた小作料は、是認されなかった。(『岩波講座日本経済の歴史』第3巻.P163.2017)

小作人は小作権と残余請求権を持っていたので、土地改良投資への意欲を持ちやすかった。小作権が強いため、投資した小作地を取り上げられにくく、投資を回収しやすいこと、残余請求権を持つため、土地投資による増収効果をすべて得られることが、その理由である。—中略— 小作人は残余制御権と残余請求権を持ち、**自己所有地のごとく小作地を「愛耕」していた**のである。(同上P167) 24



明治14年以降に集中する教祖の「御苦勞」

明治7, 8年の御苦勞は大和神社事件を発端とする神名の問題がその理由と思われます。それに対して、明治14年以降のそれは、(これは私の勝手な推測ですが)教祖の教説、具体的には「みかぐらうた」(それを地歌に手振りをつけて踊るのが「ておどり」)の内容が問題とされたのではないのでしょうか。農業の労働生産性向上が国是となり、老農中村直三が特別金牌賞を受賞した明治15年以降、教祖は度々監獄署に収監されています。「肥を置かずに作り取り」などという考え方は、許しがたい説なのです。

年月日	御苦勞事例	理由
明治7.12.23	奈良県庁から円照寺(山村御殿)に呼び出される	同年7月の大和神社事件以来の動きから呼び出しに至る。神名(てんりんおう<天輪王>)の禁止
// 8.9.24	奈良県庁から出頭命令、公事宿に宿泊	神名の由来と根拠、病直しの根拠等の取調べ。
// 14.5~15.5	かんろだい石普請始まり、9月下2段できる。9月28日頃石工が	警察に拘引され、死亡。15年5月警察かんろだい石を没収。
// 14.10.7	側近の高弟と共に丹波市分署に拘引	多数の人々を集めて迷わすとの理由。以後祭典日(陰26日)の拘引が日常化。
// 15.2	奈良警察から呼び出し	
// 15.10.29	奈良警察から呼び出され、11月9日まで奈良監獄署に拘留	迎えの人力車150~160台、人千数百人
// 16.8.15	三島村の依頼により雨乞いつとめをした際、拘留	雨を降らせた一水利妨害、道でつとめ一道路妨害の名目
// 17.3	奈良監獄署に12日間拘留	迎えに人力車数百台出る
// 17.4, 5, 6	25~27日の間、警察に連行留置	取調べなし
// 17.8.18	丹波市分署に拘引、12日間奈良監獄署に拘留	机の中にあつたお守りが理由。迎えの人、万を数える。
// 18.5.23	神道天理教会直轄六等教会設置許可	18年に「御苦勞」が無い理由と思われる
// 19.2.18	櫛本分署に12日間拘留	参拝に来た信者が宿屋で「ておどり」をしたのが理由

## 「第二の峰」はなぜ起きたのか

「日露戦争を転期として農業クレーゼ(※危機)を現出せし時期。この時、すなはち明治38年は尊徳没後50年にあたり、各地において盛大な五十年祭が祝はれた」と桜井氏が記す「第二の峰」が生じる原因は何でしょうか。経済史家の大門正克氏は戦前の農村問題を四つに分けてその一つ目を「農業・農村の行き詰りと反都市主義が叫ばれた日露戦(※明治37, 38年)後」とし、その時期の対応策として「地方改良運動」を挙げています。「地方改良運動」とは日露戦後の厭戦気分や国家への貢献の拒絶に対して、生産力の増強と国家の発展への精神的な関与を国民に求めた戊申詔書に基づき、「勤労・節儉といった通俗道徳の実践を全国に広げて、地方町村を立て直す試み」でした。

戦前農村問題には四つの画期があるといっている。一つは工業・都市の発展に対して農業・農村の行き詰りと反都市主義が叫ばれた日露戦後であり、反都市主義はその後の農村問題の底流を形づくった。二つ目は、農村振興が議論され、小作問題が農村問題の焦点に浮上した1920年代であり、三つ目は恐慌対策が必至になった昭和恐慌期、四つ目は食糧問題と農工調整が浮上した戦時期である。以上の四つの時期には、地方改良運動、小作法案や小作調停法などの小作対策、農山漁村経済更生運動、農地調整法といった農政がとりくまれている。(「農村問題と社会認識」大門正克、『日本史講座』第8巻.P301.東京大学出版会.2005)

講和反対の投書に見られたような、ナショナリズムの反動というべき厭戦気分や国家への貢献の拒絶に対して、政府は対応せざるを得なかった。日比谷焼き打ち事件から三年後の1908年(明治41)10月に出された戊申詔書は、**生業に対する「忠実」「勤儉」という姿勢**とともに、**時局に対する「忠良なる臣民の協翼」**を求めるものであった。天皇の言葉として、**生産力の増強と国家の発展への精神的な関与を国民に求めた**のである。／さらに内務省は、全国の町村で地方改良講習会などを開いたほか、**貯蓄組合・納税組合などを設立して勤儉貯蓄に励み、耕地整理や農事改良によって生産力を増強**することで村政の立て直しを図った。これを地方改良運動という。／近世後期から発達した若者組を部分的に基盤とするなどして、全国の各市町村に官製の青年団が結成された。青年団は地域の青年男性の全員参加を原則とし、地方改良運動の主たる担い手として位置づけられたのである。／**戊申詔書と地方改良運動は、勤労・節儉といった通俗道徳の実践を全国に広げて、地方町村を立て直す試みだった。**(『民衆暴力』P135.藤野裕子.中公新書.2020)

## 戊申詔書－公権力による統治のイデオロギーの強化

日比谷事件(日露講和条約<ポーツマス条約>反対の民衆暴動)後、政府は俗に「勤儉詔書」と呼ばれる「戊申詔書」を発し、国民道徳の教化を図りました。

戊申詔書(ぼしんしょうしょ)は、1908(明治41)年10月14日に官報により発布された明治天皇の詔書の通称。日露戦争後の社会的混乱などを是正し、また今後の国家発展に際して必要な道徳の標準を国民に示そうとしたものである。この詔書をきっかけに地方改良運動が本格的に進められた。

(全文)

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戦後日尚浅ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑々我力神紳聖ナル祖宗ノ遺訓ト我力光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ諭サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我力忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕力旨ヲ體セヨ

(大意)

今日、人文が日進月歩、世界の列国が互いに協同扶助して、その幸福と利益をとともに享受している。朕(天皇)はますます国際的交誼をおさめ、友義をあつくし、列国とともにその慶福を享受しようと思う。考えると、日進月歩の世界の大勢に遅れないように進み、文明の恵沢を列国と一緒に得ようとするのには、言うまでもなく国家内部の国力増進発展に基礎を置かねばならない。内に国運発展がなく、なぜ文明の恵沢を享受できるだろうか。しかるに日露戦争から日も浅く、諸々の政治がますます更張するべき時である。この際上下国内で心を一つにして、忠実にその業務を励み、勤勉儉約をして財産を治めて信義を守り淳厚な風俗を形作り、贅沢なうわべ飾りを避けて質素にし、心身の緩むことのないように互いをいさめあって、自ら心を励まして活動しなければならない。

わが皇祖皇宗の神聖な遺訓とわが日本の光輝く歴史は、太陽や星のごとく輝いている。それゆえに、国民がよくこの遺訓を守り、誠心誠意をもってゆくならば、国運発展の根本はこの点にあるであろう。(フリー百科事典『ウィキペディア』)

## 「地方改良運動」の象徴 二宮尊徳

この「地方改良運動」の象徴として登場してくるのが二宮尊徳です。明治時代の後半から始まった国定修身教科書に最も多く出て来ます。家の没落にもめげず、勤勉な働きによって世に出た尊徳は多くの貧しい子供たちに通俗道徳の大切さを教える好材料だったのです。またそれは、現在不幸なのは金次郎のように頑張らなかったからだという「自己責任」の意識を持たせる役割も果たしました。

(明治) 37年 (1904) に始まる五期にわたる国定修身教科書にもっとも多く登場する人物は、明治天皇と少年「二宮金次郎」である。

44年 (1911) には文部省唱歌の題材ともなり、「柴刈り、縄ない、草鞋を作り、親の手を助け、弟を世話し、兄弟仲良く孝行つくす、手本は二宮金次郎」と歌われる。こうして少年「二宮金次郎」は、勤儉力行と家族倫理を実践した模範的な帝国小臣民に祭りあげられ、唱歌を通じても児童の脳裏に刷り込まれていったのである。

教育史家の唐澤富太郎によれば、絶対的権威の象徴としての明治天皇に、下から対応する人物として位置づけられていたのが、勤儉力行の典型としての、少年「二宮金次郎」であったという。それは絶対的な高みからなされる軍国主義的、国家主義的な国民教化に、ただただ従順に服して勤儉力行に努める理想的な臣民の姿であった。

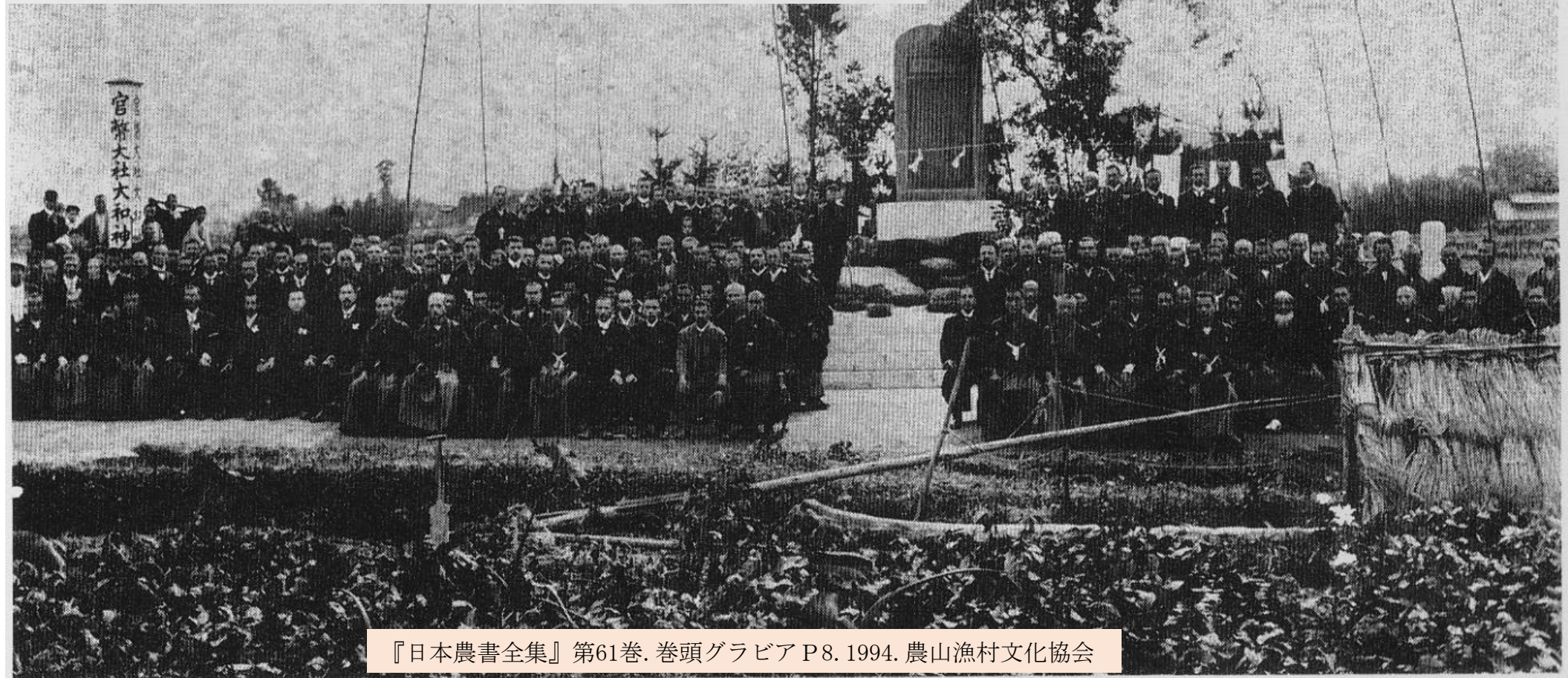
しかも二宮金次郎は、貧農の子として全国いたる所にみられる一般性を備えており、国民に親近感をいだかせやすい人物であった。資本主義化の進行のなかで、家が没落し金次郎と同様な境涯におちいる子どもは無数に発生しつづけた。彼らに対し、貧しいなかにあっても勤儉力行し勉学すれば自力で家を立て直せる、という激励のメッセージを発する役割を、日本近代の歴史において、少年「二宮金次郎」は担わされたのである。

その一方で、「二宮金次郎のように勤儉力行につとめたら、こうもならなかったのに」というように、不幸の原因を自分自身に負わせて自責の念にからせるという、日本人らしい「不幸の心理的解決法」を与える恰好の材料ともなったことを、唐澤は指摘する。(『二宮尊徳』P299. 大藤修. 吉川弘文館. 2015)

## 中村直三に従五位が贈られる

戊申詔書による「地方改良運動」が行われ、二宮尊徳が国定修身教科書に多く登場するなか、大正4年、中村直三に従五位が贈られ、翌5年に顕彰碑が造られ、盛大な除幕式が行われました。直三が亡くなった明治15(1882)年から約35年後のことです。

碑の除幕式は大正5（1916）年，奈良県山辺郡農会，山辺郡教育会が発起者となって盛大に行なわれた。



『日本農書全集』第61巻. 巻頭グラビア P8. 1994. 農山漁村文化協会

# 大正時代に「天理教教理」は生まれた

戊申詔書の発布、地方改良運動が始められた明治41年は、天理教が一派独立した年でもありました。

これ以後、天理教は政府の方針に合わせて教理の整備を進めていきます。

天理教教理の基本である「かしの、かりもの」(現教典第7章)の原型は『三教会同と天理教』の中にあります。また、よく知られている「出直し」「陽気ぐらし」「朝起き.正直.働き」といった教えもこの時期に生まれています。

年	教内	大正時代の天理教略年表	国内外
1904(明治37)	「不良教師」1400名余辞職、泉田藤吉同時期に死亡		日露戦争(明治37<1904>~38)
1906( // 39)	教祖20年祭.「信徒参拝心得」神殿に掲示		
1907( // 40)	本席飯降伊蔵没		
1908( // 41)	一派独立		「戊申詔書」(通称「勤儉詔書」)
1912( // 45)	『三教会同と天理教』(現在の天理教教理一貸物借物、ほこり、因縁、たんのう、ひのきしん一の原型が出来た)発行		明治政府「三教会同」開催
1913(大正2)	教育顧問として広池千九郎を招聘 9月『教育勅語と天理教』発行.工場伝道活発化		
1914( // 3)	死を「出直し」と表現する『みちのとも』記事の初見 4月『教育勅語戊申詔書衍義』発行 12月天理教管長中山新治郎没(表記は「御帰幽」)		第一次世界大戦起こる~1918
1915( // 4)	山澤為造、管長職務摂行者に就任		
1916( // 5)	『評註御筆先(大平隆平)』発行 井出くに、「むほん」(教内本の表現)	(井出くには教内の役職がなかったのが「免職」ではなく、「むほん」という表現になったようだ)	
1917( // 6)	この頃、「朝起き、正直、働き」教理、「陽気ぐらし」の言葉が生まれる。		ロシア革命
1918( // 7)	茨木基敬免職 たまへの授訓(おさづけ)始まる		シベリア出兵 米騒動
1919( // 8)	『民力涵養と天理教』発行 教務と信仰の権限を「真柱」に統一する考え方が浮上		
1920( // 9)	玉千代(正善姉)分家の上、山澤為信(為造長男)と結婚		
1925( // 14)	4月中山正善管長就任		

中村直三は明治15年にその業績を評価されて明治天皇から菊花紋入の金牌賞を受けました。それは「農業国が工業化を進める場合、初期の段階でも、その後の過程でも農業の労働生産性が向上することがその基礎的条件」であるという明治政府の方針に合致していたからであり、日露戦争後に「国家への貢献の拒絶」的心情が国民の間に芽生えて来た時にも、「勤儉力行と家族倫理を実践した模範的な帝国小臣民に祭りあげられ」た老農の代表、二宮尊徳と同じように、国から従五位が贈られ、顕彰碑が造られました。それに対して中山みきは、明治7, 8年(この理由は大和神社事件からの経緯で宗教的問題であることが明白です)と明治15年頃から警察に呼び出されて留置、或は監獄に収監されること十数度に及んでいます。天理教ではこれを「御苦労」と云い、その理由を「官憲の無理解ゆえ」(『天理教事典第3版』P349)としています。大正期に形成された現在の「天理教教理」から考えれば、まさにその教理を知らない「官憲の無理解」ということになるのですが、明治15年の段階ではその「天理教教理」はまだ出来ていませんでした。では何ゆえに収監されたのか。中山みきは「宗教家」ですから、宗教的な理由を探すことも可能かもしれませんが、中村直三と比較してみる時、「みかぐらうた」の「肥を置かずに」ということばがクローズアップされるのではないのでしょうか。「みかぐらうた」の「肥(ここでは購入肥料、金肥の意)を置かずに」を字面通りに受取る解釈は皆無ですが、「農業の労働生産性向上」を目指している政府にとって、「肥を置かずに出来る作物で十分だ」(11下り目+ド ことしハこえおかず じふぶんものをつくりとり やれたのもしやありがたや)などという考え方は、とんでもないことだったと思われれます。

【おふでさき5号86. このねへをほりきりさいかしたるなら どのよなものもかなうものなし】 民衆宗教の根は限りなく深い。

各研究における「民衆宗教」概念をみると、いずれも国家権力による宗教統制の対抗軸として「民衆宗教」が位置づけられていることがわかる。そしてそこには絶えず天皇制に対する意識が保持されていた。そこで描かれた「民衆」とは、現代社会の課題を背負わされた存在であり、国家権力に相対する視点が必要とされた際に、「民衆」という概念は絶えず再生産されるのである。

「民衆宗教」とは幕末維新时期という社会変動のなかで、国家権力による宗教統制という画一的なイデオロギーの押しつけに対抗し、自身たちの信仰世界を相対化しようとしたかた、「民衆」の歴史であった。そして「民衆宗教」研究史とは戦後の社会変動のなかで、国家権力や特定のイデオロギーに基づく画一的な歴史観の提示に対抗し、「民衆」という視点に立つことによって日本の近代化を相対化しようとしたかた、研究者たちの歴史であったのである。 —中略—

**「民衆宗教」概念の形成と変容の歴史は、現代社会における歴史観の画一化を疑問視し、相対化する視点をもつことの重要性を私たちに語りかけている**のである。(「『民衆宗教』は誰を語るのか—『民衆宗教』概念の形成と変容」青野誠、『カミとホトケの幕末維新』P128. 法蔵館. 2018)